

第 14 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 3 時 30 分

開催場所 太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

出席委員 農業委員（14 名）

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員（6 名）

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良

欠席委員 農地利用最適化推進委員（1 名）

森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 14 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 14 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、1 番赤松 光男委員及び 3 番新 多恵委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 6 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 1 件、農用地利用集積計画の決定について、となります。

議 長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：107、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田■■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：677 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。
譲受人は太子町内で自作地と貸付地を合わせて 4,461 m²所有されています。耕作機械については、トラクター、軽トラックを各 1 台所有されています。また年間従事日数についても、150 日従事されていることを確認しています。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 譲渡人は、滋賀県大津市在住で、親から相続した土地の維持管理のためにだけ、たびたびこちらの方に来られていました。

しかしながら、その維持管理も大変なため、相続した土地を誰かが受けてもらえないかと探しておりましたが、なかなか今農地を取得しようという方がいませんでした。

譲受人の■■■■■は、2,650 m²の自作地と、1,811 m²の■■■■■さんから要望を受けての貸付地を所有されています。

申請地は自宅から 50m と近く、同居家族も 6 名おられ、人員的にも十分に露

地野菜の栽培が可能かと思われます。

集落としても、■■■■が取得することで、申請地から遠方にお住いの方が取得して耕作放棄地にされるといふ心配がないため、非常にありがたいと考えております。

以上のことから、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 貸付地があるが、新たに農地を取得しても手が回らないのではないか。

事務局 この貸付地は、借り手の要望により、借り手が一団の農地として活用するためのものであり、耕作できなくて貸し付けているわけではありません。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：108、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和7年1月31日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：67筆、67,163.00㎡、権利種別：使用貸借64筆、64,230.00㎡、賃借3筆、2,933.00㎡、利用権の設定：再設定37筆、35,597.00㎡、新規30筆、31,566.00㎡、設定期間：10年37筆、36,701.00㎡、6年5筆、3,914.00㎡、3年25筆、26,548.00㎡、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 14 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員

(1 番赤松光男委員)

赤松光男

議事録署名委員

(3 番新多恵委員)

新多恵